明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二二）　一

〔告示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務五）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務二六五）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一三八五～一三九九）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇五六、一〇五七）　五

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣府　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示二）　一〇
国家試験
令和五年度の衛生管理者試験の実施に関する公示（国土交通省）　一〇

〔公告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、金融商品取引業者に対する行政処分、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　二六
会社その他　二九

省令

○厚生労働省令第百三十二号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二十四日

厚生労働大臣　武見　敬三

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（准看護師試験の公示） **第十九条**　准看護師試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、都道府県知事が公示する。	（准看護師試験の告示） **第十九条**　准看護師試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で告示しなければならない。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。